

再生可能エネルギー発電設備に関する 現地調査の結果について

2025年5月29日(木)

東北経済産業局 エネルギー対策課

改正再エネ特措法の施行（2024年4月施行）

- 2024年4月、地域と共生した再エネの導入を図るため、改正再エネ特措法を施行した。事業規律を強化し、①周辺地域の住民への説明会等の実施をFIT/FIP認定要件とするとともに、②関係法令に違反する事業者等に早期の是正を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置などを講じている。

<地域でトラブルを抱える例>

土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備



不十分な管理で放置されたパネル



景観を乱すパネルの設置



不適切案件に対する現地調査の強化の状況

- 2024年度から、事業規律違反や関係法令違反が疑われる不適切案件に対する現地調査を実施するための新規予算を計上しており、6月末から全国各地で現地調査を開始している。
 - ※ なお、昨年3月26日付けで、総務省から「太陽光発電設備等の導入に関する調査」を踏まえ、トラブル等の未然防止に向け、発電設備への現地調査を強化すること等が勧告された。上記の現地調査は、こうした勧告等を踏まえたもの。
- 現地調査等を通じて違反の実態が確認された場合には、保安監督部、関係省庁、自治体にプッシュ型で情報提供を行うとともに、事案に応じて、再エネ特措法に基づく指導・FIT/FIP交付金の一時停止・認定取消し等の措置を厳格に講じていく。

<これまでに実際に現地調査で見つかった不適切事案>

管理不十分な状態で下草に覆われたパネル



柵塀が途切れている太陽光発電設備



(参考) FIT/FIP交付金の一時停止措置について

- 改正再エネ特措法では、関係法令に違反する事業者等に対して、早期の是正を促すため、FIT/FIP交付金を一時停止する措置を講じている。
- 違反解消等が確認された場合は、一時停止された交付金を取り戻すことができる。他方、違反が解消されずに認定取消しに至った場合には、違反発生時点から認定取消し時点までの交付金の返還命令が可能となっている。
- 法施行日以降、関係省庁と連携の上で、まずは、次の事案に対して、一時停止措置を講じた。
 - ① 2024年4月2日、森林法違反の太陽光発電事業（計9件）。
 - ② 2024年8月5日、農地法違反（必要な農地転用許可を受けていないものや、収穫量8割以上の営農が継続されていないもの）等の不適切な事由が確認された営農型太陽光発電事業（計342件）。
 - ③ 2024年11月25日、農地法違反や盛土規制法違反等の太陽光発電事業（計19件）。

※ 森林法違反のうち2件については、違反状態が解消されたことが確認できたため、2024年11月25日に措置を解除。
- 今後も、随時、関係法令に違反する事業者等には、厳格な対応を講じていく。

(参考) FIT/FIP交付金の一時停止措置の対象事案

- 森林法違反の太陽光発電事業には、森林法に基づく許可を得ずに森林伐採等を行う無許可開発の事例等 (左下図参照) が見られた。
- 盛土規制法違反の太陽光発電事業では、同法に違反した開発行為を行い設備の設置面が崩落している事例 (右下図参照) が見られた。
- いずれの事例も、早期の違反是正を促すため、既にFIT/FIP交付金を一時停止する措置を講じている。

【森林法違反の例 (2024.4.2交付金一時停止)】

(法面が崩落)



(無許可開発)



【盛土規制法違反の例 (2024.11.25交付金一時停止)】

(盛土規制法に違反した開発行為を行い設備の設置面が崩落)



東北経済産業局が現地調査した結果

- 柵塀、標識、構内状況等に関して不適切な事項があった割合：**約8割**
- うち柵塀に関する不備：**3割強**、標識に関する不備：**5割弱**、その他の不備：**2割弱**

柵塀に関する不適切例

- 柵塀を設置していない。設置されていない箇所がある
- 門扉等の出入口が未施錠となっている
- ロープなどの簡易な材料を使用している

その他の不適切例

- 調整池（排水溝）が破損している
- 斜面崩壊している、法面にクラックがある
- 草木が繁茂し敷地外へ飛び出している

標識に関する不適切例

- 標識を設置していない
- 標識の記載事項が認定計画と異なっている
- 標識が外部から見えやすい状態ではない



事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）

- 設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、**外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。**柵塀等については、**第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。**また、**出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。**

<適切な柵塀設置の事例①>



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようにする

第三者が構内に容易に立ち入ることができないような高さにする

金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものにする

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）

- 標識は、土地の開発・造成の工事開始後（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始後）速やかに掲示すること。風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適切な材料を使用することとし、発電設備の外部から見えやすい位置に取り付けること。また、強風等で標識が外れることがないように設置すること。標識の大きさは縦25cm以上×横35cm以上とする。
- 標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。また、掲示内容に変更があった場合（事業者変更があった場合や連絡先（電話番号）に変更があった場合を含む。）は速やかに標識の掲示を付け替えること。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D××××××15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-×××× ←
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-×××× ←
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年×月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

ご清聴ありがとうございました

